

補助事業者のみなさまへ

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金（以下「補助金」という。）は、以下の法律や規程のもとに運営されております。

- ・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）
- ・「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱（平成25年2月28日20130227財中第8号）」
- ・「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業実施要領」（平成25年2月28日20130227財中第10号。以下「実施要領」という。）
- ・「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付規程（平成25年3月13日 第 号。以下「交付規程」という。）

等

私どもでは、補助事業者のみなさまが事業を適正に遂行されますよう、これら規程等を補助事業者用に編集し、本紙「補助金の手引き（以下「手引き」という。）」としてまとめました。

経理担当者・補助事業従事担当者は、「手引き」を熟読された上で補助事業に臨まれるようお願いいたします。

本事業は経済産業省が定めたものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱第3条に基づき国からの補助金を受けて造成された基金から、試作品の開発と設備投資等の支援を行います。よって、補助事業終了後、会計検査院による会計実地検査が実施されることがあります。

ルールを守って適正に事業を遂行していただければ何ら問題はありますが、検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を付した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表されます。さらに、悪質性が認められた場合、検察に告発することとなります。

事業者のみなさまにおかれましては「手引き」にあるルールを遵守していただき、特に以下の4点に留意してください。なお、補助事業を行うにあたり、ご不明な点が出てきた場合については山形県地域事務局担当者に必ずお問い合わせ下さるようお願いいたします。

事業計画に沿った補助事業の遂行
計画変更の際の各地域事務局担当者への早めの相談
(計画の変更には購入物件の変更、追加も含まれます)
補助対象物件・書類(伝票等)の適切な管理
申請書・報告書類の迅速な提出

補助事業の手続き等の流れ

採択内定から交付決定

(1) 交付申請(交付規程第5条)

応募の際に提出された事業計画書の内容を精査し、改めて交付申請書及び関係書類を山形県地域事務局に提出してください。

なお、交付申請時にご提出いただく添付書類が揃っていない場合には、交付決定(補助事業の開始)が遅くなる場合がありますのでご注意ください。

該当費目	添付書類名
技術導入費を補助対象とする場合	技術導入計画書
外部機関に係る委託費を補助対象とする場合	委託に係る計画書
専門家謝金を補助対象とする場合	指導計画書
直接人件費を補助対象とする場合	直接人件費支出対象者一覧表
知的財産権関連経費を補助対象とする場合	知的財産権等取得書

提出する書類の控えを必ず補助事業者でも保管いただき、手続書類・経理証拠書類と共に保管・管理してください。

(2) 交付決定(交付規程第6条)

交付申請で提出された書類を精査し、問題がなければ山形県地域事務局で交付決定の手続きを行います。交付決定通知書右上に記載の交付決定日をもって、補助事業を始めることができます。補助事業を遂行する上で必要に応じて山形県地域事務局から連絡を取らせていただくとともに、御社からもご不明な点の確認や計画変更などの事前の相談等、適宜連絡を行っていただき、所定の手続きをとるようにしてください。

交付決定日前の発注・契約に係る費用は、補助対象となりません。

山形県地域事務局より交付決定通知書を郵送しますので、補助金関係書類として紛失しないように保管してください。

交付決定から随時

(3) 遂行状況の報告 (交付規程第 1 2 条)

補助事業者は、試作品の開発等の経過と成果内容の状況や、その進み具合に遅れが無いか等の補助事業の遂行状況について、山形県地域事務局の指示に従い「様式第 5 遂行状況報告書」を提出してください。

(4) 中間監査 (交付規程第 2 5 条)

補助事業期間中、山形県地域事務局担当者が補助事業実施場所にお伺いし、物品の入手・支払、補助事業の進捗状況を確認する場合があります。実施する場合の時期は、補助事業の進捗状況等によります。

(5) 計画の変更等 (交付規程第 9 条)

変更承認の申請

事業実施の必要上、やむを得ず、補助事業の計画、購入物件、経費配分等に変更が生じる場合は、予め、「様式第 3 - 1 計画変更承認申請書」を山形県地域事務局に提出することにより、計画変更の承認を受けなければなりません。事後承認はできません。計画変更を必要とする際は承認申請書の作成の前に、まずは山形県地域事務局担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

廃止の申請

やむを得ない事情等により、補助事業を断念せざるを得ない場合には、「様式第 3 - 2 廃止承認申請書」を山形県地域事務局に提出することにより、事業の廃止の承認を受けなければなりません。事後承認はできません。廃止をしなければならなくなった場合は、承認申請書の作成の前に、まずは山形県地域事務局担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

事業承継の申請

事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の実施を他の企業等に継承する場合には、承継する事業者が「様式第 3 - 3 承継承認申請書」とあわせて、「様式第 3 - 3 の別紙 誓約書」等を山形県地域事務局に提出することにより、予め事業承継の承認を受けなければなりません。事後承認はできませんので、承継承認申請書の作成の前に、まずは山形県地域事務局担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

(6) 取得財産の管理・処分 (交付規程第 1 7 条、 1 8 条)

補助事業終了後、補助事業によって取得し又は効用が増加した単価 5 0 万円 (税抜き) 以上の機械、

器具、備品及びその他財産を処分しようとする場合は、事前に「様式第10 財産処分承認申請書」により山形県地域事務局の承認を受けなければなりません。財産処分承認申請書の作成の前に、まずは山形県地域事務局担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を山形県地域事務局に納付することになります。

注1) 申請書を提出後、承認を受けなければ、財産を処分することができませんので、ご注意ください。

注2) 共同申請の場合、該当する補助事業者ごとに申請してください。

(7) 財産の無償譲渡（交付規程第19条）

補助事業実施期間中に限り、補助事業の成果である試作開発品（当該試作品を作成するに当たり構成要素として利用した、原材料、機器装置等の補助対象物件の購入価格の合計が50万円（税抜き）以上のもの等）を本事業の成果（試作品）（性能評価を行って完成度を高める等）の場合、無償譲渡又は無償貸与することができます。その場合は、当該譲渡等を受ける者から「様式第11 試作品（成果）受領書」及び、譲渡又は貸与先における使用状況等がわかる写真の提出を受け取ることが必要ですが、試作開発品の無償譲渡等を行う前に、まずは山形県地域事務局担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

(8) 事業の完了（交付規程第13条）

補助事業の完了とは、原則として本事業計画による試作の完了の他、経理上、購入物品等の検収・支払いが全て完了していることを指します。

注) 期限内の事業完了が難しくなった場合速やかに山形県地域事務局担当者に連絡し、対応を協議してください。

(9) 実績報告書（交付規程第13条）

補助事業の実施結果を記した「様式第6 実績報告書」にあわせて、必要書類を山形県地域事務局に提出してください。

期限までに実績報告書が提出されない場合は、補助金の支払いができませんので、早めに準備し、期限までに提出してください。

実績報告書提出後

(10) 確定検査（交付規程第14条）

実績報告書の内容に基づき書類審査を行い、物品の入手・支払、補助事業の成果等を実際に確認する必要がある場合は、山形県地域事務局担当者が現場にお伺いします。

補助対象となる経費は、補助期間中に発注から支払いまでを完了している経費のうち、使用実績が

あり、補助事業にのみ使用したものが補助対象となります。交付決定通知書で認められた経費であっても補助事業以外に使用したものは補助対象になりません。

機械装置等で補助事業以外の用途と共用した物件は補助対象となりません。また、原材料費なども、購入した数量ではなく使用した数量のみが補助対象となります。なお、確定検査において、これらの確認ができない場合などは、補助対象とすることができません。

(1 1) 補助金の額の確定 (交付規程第 1 4 条)

実績報告書の内容及び確定検査の結果、問題がなければ、補助金の額を確定し、その旨を山形県地域事務局より通知します。

(1 2) 精算払いの請求 (交付規程第 1 5 条)

確定通知書を受け取った後で、「様式第 9 2 精算払請求書」により、精算払請求を行います。精算払の請求は、補助事業の確定検査を受け、かつ、補助金の額の確定後でなければ行うことができません。

精算払請求書受領後、山形県地域事務局より、当該補助事業者宛に精算払い（補助金額の振込）を行います。

補助事業実施中の注意事項

経理担当者や補助事業全体を統括する方は本項目を必ず熟読願います。

また、試作品の開発等の現場で補助事業に従事される方も、ご理解願います。

(1) 物件の入手・代金の支払い等に係る注意事項について

物件の入手については、計画的な補助事業の遂行を図るため、使用期間を十分考慮したものとし、**代金の支払いについては必ず補助事業の実施期限である平成 2 6 年 5 月 3 1 日までに済ませるよう**にしてください。なお、それぞれについての詳細な注意点については次のとおりです。

物件の入手等に係る注意事項について

- a . 在庫品を使用する場合は補助対象となりません。
- b . 申請書記載の購入予定物件以外に、山形県地域事務局の承認を得ずに購入した物件は補助対象となりません。
- c . 金融機関への振込手数料は補助対象となりません。

支払時に振込手数料を振込先が負担している場合も対象となりません。

例：機械 A を 1 0 0 万円で購入、振込手数料 8 4 0 円を振込先負担にて総額 9 9 9 , 1 6 0 円を支払い。

補助事業に要する経費（税込み）	9 9 9 , 1 6 0 円
補助対象経費（税抜き）	9 5 1 , 5 8 0 円

- d．入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取ってください。単価50万円（税抜き）以上の物件を購入する場合には、資本関係のない2社以上の合見積を取ってください。合理的な理由により合見積書が取れない場合は、業者選定理由書を提出してください。なお、海外企業から調達を行いたい場合も、同様の対応をお願いします。
- e．特に海外からの調達を行う場合は、カタログ、仕様書、価格表等の証拠書類について余裕を持って整え、不備のないように整備することが必要です。
- f．技術導入を行う場合は、技術的課題の解決にあたり、外部の機関等が保有する知的財産権の導入の必要性及び価格の妥当性を勘案し、総合的に判断してください。
- g．特注となる機械装置・工具器具・加工品については、設計図、回路図等の仕様書（図面等）を整備してください。
- h．原材料費、機械装置費等における予備品の購入費用は、補助対象となりません。
- i．見積書に有効期限がある場合は、有効期限切れに注意してください。
- j．補助事業に係る物件については、「検収年月日」をもって取得年月日とします（納品年月日ではありません。）ので、納品書に検収印として年月日及び立会者名を明記するなど、検収年月日を明確にしてください。

代金の支払い等に係る注意事項について

- a．補助の対象となる経費とは、「本事業に必要な経費として山形県地域事務局の承認を得たものであり、交付決定日（又は、変更承認日）以降に発注し、かつ、補助事業期間内に支払いが完了した経費」のみです。交付決定日（又は、変更承認日）より前に発注した経費、補助事業期間より後に支払いが行われた経費は補助対象経費として認められません。
- b．支払いは原則銀行振込とし、それが困難な場合は現金による支払を行ってください。他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払は行わないでください。その他支払方法につきましては、事前に山形県地域事務局担当者にご相談ください。
- c．補助事業物件以外の支払との混合払いは、行わないでください。
- d．銀行振込の際は、銀行の振込金受取書を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管してください。
- e．会計実務の処理に当たっては、「費目別支出明細書」に加え、「現金出納帳」及び「預金出納帳」を整備してください。

（２）直接人件費に関する注意事項について

直接人件費とは、試作品の開発に直接従事する者が試作品の開発業務に携わった時間（以下、「補助事業従事時間」という）に対する人件費が対象となります。（設備投資のみの場合は、対象となりません。）ここで、試作品の開発に直接従事する者とは、原則として補助事業者と雇用契約が結ばれている者に限られます。

直接人件費単価は原則、「直接人件費単価の算出方法について」（資料1）及び、「助成事業に係る経費支出基準」（資料3）に基づくこと。

算定の詳細については、次のとおりです。

【留意事項等】

- (1) 直接人件費は、補助事業者が定めた担当従業員等に対する直接人件費とし、原則として補助事業者より支払うものとする。
- (2) 補助事業者以外の外部機関・企業等の役職員・社員等が補助事業者の担当者(直接人件費支出対象)となることはできない。
- (3) 補助事業者の担当従業員が、外部からの出向者であり、出向元に対して直接人件費相当分の支払いが行われている場合は、出向契約書、出向元の月別の給与台帳、領収書又は出向元の銀行等の振込金受取書、関係元帳が整備されており、これらの書類により支払関係が確認できるものを対象とする。
- (4) 支払いに当たっては、数カ月分をまとめて支給することは不可、毎月支払うこと。
- (5) 直接人件費の補助金額を確定させるための証拠書類は補助事業作業週報、タイムカード及び出勤簿等となるため、作成には十分留意すること。
- (6) 直接人件費の増額は、認められない。
- (7) 直接人件費の時間単価を計算する際、1円未満の端数を切り上げしないこと(切り捨てること)。
- (8) 勤務時間の端数を切り上げないこと。
- (9) 直接人件費の時間単価の算定期間は補助金交付申請時については、前年度又は、当年度の1年間とする。また、社会保険料を含めて時間単価支払額が、月額支払い給与額を超えることはできない。
- (10) 各人ごとの本事業分の補助事業作業週報を作成すること。

(3) 伝票類等の整理・保管について

補助金関係手続きの整理・保管について

補助事業に係る書類について、わかりやすいよう下記順序で整理・保管をしてください。

整理・保管すべき手続き書類

- ア．補助事業の事業計画書(控)
- イ．採択通知書 山形県地域事務局から交付
- ウ．交付申請書(控)
- エ．交付決定通知書 山形県地域事務局から交付
- オ．遂行状況報告書(控)
- カ．計画変更承認申請書(控) 計画変更承認申請した場合のみ
- キ．計画変更承認通知書 計画変更承認した場合のみ山形県地域事務局から交付
- ク．実績報告書(控)
- ケ．確定通知書 山形県地域事務局から交付
- コ．精算払請求書(控)
- サ．事業化状況・知的財産等報告書

経理証拠書類の整理・保管について

伝票類は、補助事業に係ったものだけを抽出し、原材料費、機械装置費、外注加工費等の種別（費目別）・物件別に時系列に整理・保管してください。また、補助事業の経理書類には補マークと費目別支出明細書に記載する管理 No. を付けてください。

補助事業終了後の確定検査の際、経理証拠書類の原本が確認できない場合は補助対象とならない場合があります。不備・滞りのないよう証拠書類を整備してください。

なお、経理証拠書類は補助事業終了後の5年間は適切に保管してください。

また、証拠書類の整理・保管方法については、後日、山形県地域事務局より各補助事業者にファイルを配布いたしますので、配布ファイルに基づき管理を行ってください。また、配布ファイルによる証拠書類の管理は、実績報告書時にご提出いただきます「費目別支出明細書」の管理 No. に基づき、証拠書類にも見出しをつけ管理を行ってください。

(4) 補助対象物件等の整理・保管について

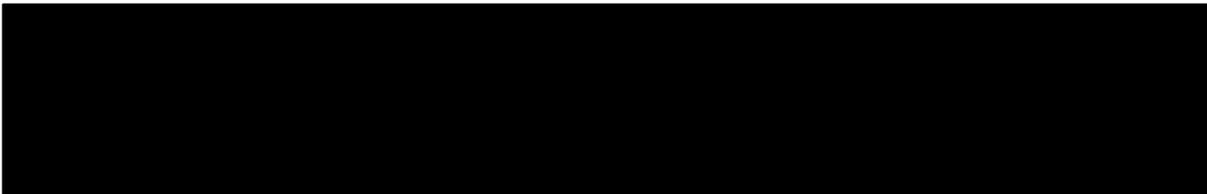
ここでは、補助事業を遂行するにあたり、伝票類の整理・保管以外で、整えるべき書類の整備・保存や、補助対象物件等の整備・保管等について、補助事業で計上される費目ごとにその方法を下記で説明しています。

これらの書類については、経理証拠書類である伝票類と同様に●マークを記載し、経理担当者とも連携の上、補助事業終了後5年間は適切に整備・保存をお願いします。

また、書類以外の補助対象物件にはその旨のラベル等を貼付して管理します。なお、「機械装置」を購入した場合には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令」（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に基づき、補助事業実施期間後であってもその当該償却期間は、責任を持って整備・保管してください。

さらに、補助事業期間内はもちろん、財産処分制限期間においては、山形県地域事務局の承認なく、売却、廃棄、貸与、目的外使用（生産転用など）等を行うことはできませんので御注意ください。

原材料費で購入した物件等の整備・保管にあたって



表示例



補助対象物件のうち、その使用形態が「原材料・副資材」等として使用する場合は、補助対象物件受払簿の整備をしてください。

原材料については、使用した実績の数量分のみ補助対象となります。補助対象となる経費は、購入金額から購入数量と使用数量で案分した金額となります。受払簿の使用実績と業務の内容等を日誌等

で確認できるようにしておき、材料の種別又は仕様別に、受払年月日、受払数量等必要事項を受払簿に日々確実に反映させて下さい。部品・材料等に組み込まれる場合は、その状況がわかるように写真を撮っておいてください。

また、試作開発の途上において発生した仕損じ品及びテストピース等の補助対象物件は保管してください。ただし、補助金交付額の確定後において保管が困難な場合は、当該物件の内容が確認できる写真等により代用できますが、まずは山形県地域事務局担当者にご相談ください。

機械装置費で計上した物件等の整備・保管にあたって

- ア .補助対象物件受払簿 (機械装置を製作する場合の部品)を整備する。
- イ .購入物件ごとの納品時等の写真を撮る。
- ウ .補助対象物件及び付属品に、●の表示を行う(シール、マジック等、表示例は枠外に記載)。

表示例



補助事業により取得した機械装置は、台帳を作って整備してください。また、機械装置は、納品前(据付前)と納品後(据付後)の写真を撮ってください。他の機械装置等に組み込まれる場合は、その状況がわかるように写真を撮っておいてください。

外注加工費を計上した物件等の整備・保管にあたって

- ア .補助対象物件受払簿 (試作品開発に必要な原材料等再加工)を整備する。
- イ .加工品の納品時等 (できる限り加工前後)の写真を撮る。
- ウ .補助対象物件に、●の表示を行う(シール、マジック等、表示例は枠外に記載)。

表示例



加工品は、可能な限り加工前後の写真を撮ってください。また、できあがった加工品を、さらに部材等、機械装置等に組み込む場合は、その状況がわかるように写真を撮っておいてください。

技術導入費で計上した物件等の整備・保管にあたって

- ア .指導現場の写真 (指導毎の記録写真)撮る。

技術指導を受ける場合は、指導を受ける度に、指導現場の写真を撮っておいてください。

(5) 補助対象物件の転用・試作品の無償譲渡について

補助事業により取得し、効用が増加した処分制限財産の転用

本補助事業では、適切な手続を経て節度を守って使用を行うことで、補助事業により取得又は効用の増加した設備の生産転用が行うことができます。

そもそも、国の補助制度は「適正化法」に則って財産の処分を行うことは制限されており、承認を受けずに処分（生産転用を含む）を行ってはならないと定めています。さらに、処分を行うことで得た収入に関しては、補助金の交付額を限度とした国庫納付を義務づけていました。

しかし、平成20年6月に議員立法により公布された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」第39条により、国の資金による研究開発に係る設備が有効に活用されるよう配慮する理念規程が定められました。

それを受け、経済産業省では、平成21年3月の「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」という通達において、承認を受ければ、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用する設備を転用する場合、処分を行うことで得た収入に関し、これまでは必要としていた国庫納付を免除するという特例を設けました。

これにより、本補助事業では、補助事業によって取得し又は効用が増加した単価50万円（税抜き）以上の設備を、本事業の成果を活用して実施する事業に転用（生産転用）する場合は、「様式第12 取得財産の処分申請書」によって山形県地域事務局へ申請を行い、承認を受けることで、補助金の一部に相当する金額を山形県地域事務局へ納付する義務が免除されます。

[提出時期：事前承認が必要で精算払完了以降、販売を開始することが可能となります。]

注) 申請書を提出後、承認を受けなければ、財産を転用することができませんので、ご注意ください。

試作開発品の無償譲渡または無償貸与

本補助事業では、補助事業期間に限り、開発した試作品の性能評価を行う目的で検査機関やユーザー等に試作品を無償譲渡または無償貸与することができ、試作品の完成度を高めるために活用することができます。

補助事業の成果である試作開発品（当該試作品を作成するにあたり構成要素として利用した、原材料、機器装置等の補助対象物件の購入価格の合計が50万円（税抜き）を超えるもの等）を本事業の目的内で無償譲渡又は無償貸与する場合は、当該譲渡等を受ける者から、譲渡品等の名称及び数量、目的、成果の取扱い等について記載した「様式第11 試作品（成果）受領書」及び、譲渡又は貸与先における使用状況等がわかる写真の提出を受けてください。それら資料は取得財産等管理台帳に添付しておき、実績報告書を山形県地域事務局に提出する際に、あわせて提出することが必要となります。

[提出時期：実績報告書提出時]

テスト販売

テスト販売とは、補助事業者が自己負担により、展示会等のブース、補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、第三者への委託などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

テスト販売については、以下の要件をすべて満たす場合に補助対象とします。

（補助対象の要件）

テスト販売品の販売期間が概ね1ヵ月以内となるもの。

ようお願いします。

補助事業終了後の義務

(1) 財産処分の承認申請（交付規程第18条） 共同申請の場合、該当する事業者

補助事業によって取得し又は効用が増加した単価50万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他財産は、補助事業終了後も所定の期間保管しなければなりません。また、それらを処分しようとする場合は、事前に「様式第10 財産処分承認申請書」により山形県地域事務局へ申請を行って、承認を得ることではじめて処分することができますが、処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を山形県地域事務局に納付することになります。

ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用（成果活用型生産転用）をいう。）する場合は、「様式第12 取得財産の処分申請書」によって事前に山形県地域事務局へ申請を行い、承認を受ければ、補助金の一部に相当する金額を山形県地域事務局へ納付する義務が免除されます。

交付規程第17条第2項の補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）並びに補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成16・06・10会課第5号）に定めるとおりとする。

補助事業者が処分制限財産を目的外使用する場合は、山形県地域事務局の承認を要する。

交付規程第18条第5項における財産処分による山形県地域事務局への納付金の算出の方法は、次の算出によるものとする。

$$E = (A - B) \frac{D}{C}$$

ここで各々の記号の意味は以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <p>A：当該財産処分したことにより得た収入、ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。</p> <p>B：処分のための撤去費等の費用</p> <p>C：当該処分財産に係った補助対象経費…交付規程様式第6の別紙2の経費支出明細＜経費明細表＞のうち「実績額（B）」から求める。</p> <p>D：Cに対する当該補助金の確定額</p> <p>E：山形県地域事務局への納付金額</p> |
|---|

[提出期限：事前承認 提出部数：1部、提出先：山形県地域事務局]

注) 申請書を提出後、承認を受けなければ、財産を処分することができませんので、御注意ください。

(2) 事業化状況・知的財産権等報告書の提出 (交付規程第 2 0 条、 2 1 条)

(補助事業年度終了後 5 年間)

補助事業終了後 5 年間、補助事業の成果の事業化状況等について、「様式第 1 3 事業化状況・知的財産権等報告書」及び「事業化状況等の実態把握調査票」を提出する義務があります。

第 1 回目の提出時期は、事業完了期限となります平成 2 6 年 5 月 3 1 日まで事業を実施した場合、補助事業年度終了後 9 0 日以内の平成 2 7 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までであり、以下のとおりとなります。

[提出部数： 1 部、提出先：山形県地域事務局]

事業化状況・知的財産権等の報告対象期間	提出期限
交付決定日 ~ 平成 2 7 年 3 月 3 1 日	平成 2 7 年 6 月 3 0 日
平成 2 7 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日	平成 2 8 年 6 月 3 0 日
平成 2 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 9 年 3 月 3 1 日	平成 2 9 年 6 月 3 0 日
平成 2 9 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日	平成 3 0 年 6 月 3 0 日
平成 3 0 年 4 月 1 日 ~ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	平成 3 1 年 6 月 3 0 日

(3) 収益納付 (交付規程第 2 2 条)

事業化状況報告書の内容により、収益があると認められる場合、収益の一部を山形県地域事務局に納付することになります。納付額は、補助金額を上限とします。

交付規程第 2 2 条に基づく収益納付による山形県地域事務局への納付金の算出の方法は、次頁によるものとする。

(4) 成果の発表 (交付規程第 2 3 条)

補助事業が完了した場合、事業の成果について、展示会や発表会などで発表を指示する場合があります。山形県地域事務局が当該補助事業の成果の普及を図る旨を指示した場合は、協力しなければなりません。

< 収益納付の算定方法 >

補助事業に要した経費	補助金確定額(A)	補助事業に係る本年度売上額	補助事業に係る本年度収益額(B)	控除額(C)	本年度までの補助事業に係る支出額(D)	基準納付額(E)	前年度までの補助事業に係る山形県地域事務局への累積納付額(F)	本年度納付額(G)	備考

様式第13 事業化状況・知的財産等報告書より抜粋

「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施成果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、当該会計年度以前の収入額を加算した額とする。）から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいいます。

なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないでください。

「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費 - 補助金確定額）をいいます。

なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額 - 前年度までの収益累積額）をいいます。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とします。

「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいいます。

「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいいます（ $E = (B - C) A / D$ ）。

「前年度までの補助事業に係る山形県地域事務局への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となります（ $A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F$ ）。

(5) 補助事業に関する情報の変更等

補助事業の承継

事業実施の必要上、やむを得ず補助事業の成果等を他の企業等に継承する場合には、承継する事業者が「様式第3 - 3 承継承認申請書」とあわせて、「様式第3 - 3 の別紙 誓約書」を提出することにより、予め承認を受けなければなりません。まずは山形県地域事務局まで御一報くださるようお願いいたします。

補助事業者の社名等や所在地の変更等

補助事業者の社名、本社の住所所在地等を変更した場合は、登記簿謄本の写しと社名（所在地）等変更届出書を変更後速やかに山形県地域事務局担当者に提出してください。

会計検査院による実施検査について

補助事業者は補助金の使途、経理内容及び試作品の開発の経緯等について、国の検査機関である会計検査院の現地検査を受ける場合があります。受検の時期、必要書類等については、別途、山形県地域事務局より連絡します。

現地検査の対象

- ・ 試作品の開発の経緯、成果及びその活用状況
- ・ 補助金の使途内容（経理の処理方法を含みます。）
- ・ 補助事業完了後の追加研究の有無、事業化時期・計画の内容・規模、収益見通し等

不正、不当な行為に対する処分

監査等において、次のような不正、不当な行為が確認された事業者は、交付決定の取消しや加算金を賦した上、補助金の返還を行っていただくことがあります。なお、不正があった場合は、適正化法に基づく罰則が適用されるとともに、当該企業を公表・告発することがありますので、補助事業の目的に沿った適切な執行を行ってください。

適正化法第17条など

- ・ 補助金の他の用途への流用
- ・ 交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ・ 法令又は山形県地域事務局の処分に対する違反
- ・ 定められた必要な事項の報告をせず又は虚偽の報告をしたもの

適正化法第29条

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

【参考】「ものづくり高度化法」について

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」とは、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援するための法律です。

(平成18年4月26日公布 平成18年6月13日施行)

特定ものづくり基盤技術の指定

我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術を経済産業大臣が指定します。

特定ものづくり基盤技術	技術の概要
組み込みソフトウェア	生産機械を始めとして家電や携帯電話、自動車、自動改札機等多岐にわたる分野の製品固有の機能を実現し、製品の出荷時に当該製品の製造業者などによって、インストールされており、当該製品のユーザーによって追加・変更・削除が(原則的に)行えないソフトウェア。
金型	多岐にわたる原材料(金属、プラスチック、ゴム等)を所定の形状に成形加工するための金属の工具。金型の種類は成形する材料や成形方法によって様々であり、鑄造金型、鍛造金型、プレス金型、射出成形金型、ダイカスト金型、粉末成形金型等。
冷凍空調	冷凍、冷蔵を行うため製氷機器・冷凍冷蔵機器・空調機器等を用いた設備の設計、製作、施工、維持管理するために必要な技術。本技術指針で取り扱う冷凍空調技術は、主に食品の生産・保管・流通・販売・加工等に用いられる機器に係る技術。
電子部品・デバイスの実装	プリント配線板等の基板へ半導体デバイス、電子部品等をはんだ等を用いて取り付ける技術等。電子機器の小型化、高性能化に伴う電気特性や強度、信頼度等の要求性能の向上に伴い、3次元実装や複合実装等。
プラスチック成形加工	原料のプラスチックに一次元、二次元、または三次元の成形加工を施しプラスチック製品を作製する加工技術。、射出成形、押出成形、圧縮成形等。
粉末冶金	一般に金属粉末やセラミックス粉末の集合体を融点よりも低い温度で加熱し固化させ焼結体と呼ばれる多孔体及び緻密な物体を得る技術であり、焼結金属やセラミックスを得る際に利用される。
溶射・蒸着	金属やセラミックス等の材料を、様々な熱源を用いて溶融し基材表面に吹き付ける又は堆積させることにより、材料に皮膜・薄膜を作る表面加工技術。溶射技術に関しては、ガス式溶射(フレーム溶射、高速フレーム溶射等)、電気式溶射(アーク溶射、プラズマ溶射、線爆溶射等)、コールドスプレー等。蒸着技術に関しては、真空蒸着、スパッタリング等を含む物理蒸着(PVD: Physical Vapor Deposition)、化学蒸着(CVD: Chemical Vapor Deposition)
鍛造	金属材料を機械・工具により加圧し、所要の形状・寸法に塑性変形すると同時に、組織や性質を改良する技術。
動力伝達	機械の動力・運動エネルギーを伝達する技術であり、具体的には歯車、カム、チェーン、ベルト等の部品の組み合わせによって実現される。動力伝達技術は輸送機械、産業機械、航空機等に代表される機械及び装置等において動力伝達、回転軸の変換、回転速度の加減速等を行う基盤的な技術。
部材の締結	部品と部品、部分と部分の被締結部を、ボルト、ナット、小ねじ、タッピンねじ、リベット、ピン等の部品を用いて締結する技術。
鑄造	砂型・金型・プラスチック型等の鑄型空間に溶融金属を流し込み凝固させることで形状を得る技術。
金属プレス加工	加圧装置であるプレス機械によって金属材料を金型面に押し付け、金型形状を金属材料に転写する加工法であり、量産性及びコスト競争力に優れた技術。
位置決め	工作機器単体、またはそれらを組み合わせ、NC装置、リニアスケール等の位置決めに関する機器を用いることにより、作業の対象物及び作業をする機械自身又はその要素を、目的とする位置に移動・停止する技術、その位置を保持する技術並びに位置を制御する技術

切削加工	切削工具、研削砥石、電気、光エネルギー等を使用して金属、ガラス、セラミックスやプラスチック等の素材を削り取り、必要な寸法や形状を得る加工技術
繊維加工	紡績、糸加工、織編加工、不織布、染色、機能性付与、縫製等、繊維を対象とした様々な加工に関する技術
高機能化学合成	様々な有機化合物を原料とし、化学反応によりディスプレイ、光記録、プリンタ、エネルギー変換等の分野で必要不可欠な有機材料を化学合成する製造技術
熱処理	主に金属材料に加熱、冷却の熱操作を加えることにより、材料の耐久性として、耐摩耗性、耐疲労性、さらに耐食性、耐熱性といった種々の特性を付与する技術
溶接	一般には二つの素形材の重ね合わせ部等において、接合する部分を熔融状態にし、必要に応じて溶加材を補充しながら凝固させて接合する技術
塗装	金属、プラスチック、木材、コンクリート、ガラス、皮革等のあらゆる物体（被塗物）の表面に塗料を塗布することにより、塗膜層を形成させる技術。
めっき	金属を溶かした水溶液中に部材を浸し、電気や化学反応等で、部材表面に金属被膜を形成し、耐腐食性、耐摩耗性、電気的特性、磁性等の素材にない機能や性質を付加する技術。電気めっき、無電解めっき、化成処理等
発酵	醤油、味噌、酒に代表される伝統的発酵技術のみでなく、微生物を含む多様な生物の機能を利用してビタミン、抗生物質等の製造に係る技術
真空	大気より低い圧力の空間の力学的、物理的、化学的性質や、気体プラズマ、荷電粒子の性質を利用する技術

詳細は下記ホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2012/0412Kiban_Shishin.htm